高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第２号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶⑳に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成30年１月25日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

企画割引「宿泊セット企画割引2018」

⑴　割引をする自動車

①　東京発着伊豆プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。なお、予め中日本高速道路株式会社（以下「会社」とする。）と割引の適用に関する契約を締結した利用者が、当該契約に従って利用する場合に限る。以下同じ。）

②　東京発着舘山寺・浜名湖プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

③　東京発着富士・河口湖プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ハに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

④　東京発着南信州プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ニに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ニに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑤　東京発着名古屋プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ホに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ホに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑥　名古屋発着金沢・加賀温泉郷・飛騨高山・白川郷プラン（２日間）

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ヘに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ヘに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑦　名古屋発着金沢・加賀温泉郷・飛騨高山・白川郷プラン（３日間）

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ヘに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ヘに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑧　名古屋発着飛騨高山・白川郷プラン（２日間）

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②トに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②トに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑨　名古屋発着飛騨高山・白川郷プラン（３日間）

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②トに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②トに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑩　名古屋発着富山・金沢・飛騨高山プラン（２日間）

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②チに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②チに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑪　名古屋発着信州・下呂ワイドプラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②リに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②リに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑫　名古屋発着信州・下呂ミニプラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ヌに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ヌに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑬　名古屋発着伊豆・静岡・箱根ミニプラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ルに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ルに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑭　名古屋発着箱根・富士・河口湖・伊豆ワイドプラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ヲに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ヲに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑮　金沢・加賀温泉郷・富山・飛騨高山・白川郷プラン（２日間）

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷②ワに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑯　金沢・加賀温泉郷・富山・飛騨高山・白川郷プラン（３日間）

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷②ワに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

⑰　伊勢志摩プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷②カに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。